

こうとう区報制作業務委託 プロポーザル実施要領

1. 事業の趣旨・目的

この要領は、「こうとう区報制作業務委託」について、プロポーザル方式により受託者を選考するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。本業務は、広報紙を制作し、区政等の区民生活に必要な情報を、よりわかりやすく区民等に伝えることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 こうとう区報制作業務委託
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和6年6月中旬から令和7年3月31日
※ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を2回まで（最長令和9年3月31日まで）更新することができる。
- (4) 委託上限額 29,775,745円（税込）

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）。

4. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下の通りとする。ただし、不測の事態が発生した場合は、一部日程を変更する可能性もある。

	内 容	日 程
1	実施要領の公表期間	令和6年3月11日(月)～4月19日(金)
2	質問受付期間	3月11日(月)～3月25日(月)
3	質問回答日	3月29日(金)
4	応募書類の提出期限	4月19日(金) 午後5時【必着】
5	第1次審査(書類審査)結果通知	4月26日(金)
6	第2次審査(プレゼンテーション審査)	5月10日(金)
7	最終選定結果通知	5月15日(水)

5. 参加手続

(1) 実施要領の公表

ア 公 募 期 間 : 令和6年3月11日(月)～令和6年4月19日(金)

イ 公 募 方 法 : 区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

ア 質問受付期間 : 公募開始～令和6年3月25日(月) 午後5時【必着】

イ 質 問 方 法 : 質問書(様式6)に記載し、電子メールで下記アドレス宛て提出すること

・メールタイトル

:【会社名】こうとう区報プロポーザルへの質問

・提出先:江東区広報広聴課広報係(koho-k@city.koto.lg.jp)

※着信確認のため、メール送付後事務局まで電話連絡を行うこと。

(メール受信後、事務局より受領メールを送付する。

3月26日(火)正午までに受領メールがない場合は、事務局まで電話連絡を行うこと。)

ウ 回 答 日 時 : 令和6年3月29日(金) 正午頃

エ 回 答 方 法 : 回答は江東区公式ホームページの「プロポーザル関連情報」(<https://www.city.koto.lg.jp/053101/20190319puroppo.html>)ページに掲示し、個別の回答は行わない。なお、回答日時は「ウ 回答日時」を最終日とし、それ以前にも都度回答する。

(3) 応募書類の提出

ア 提出期限：令和6年4月19日（金）午後5時【必着】

イ 提出方法：下記「6 応募書類」に定める各書類について、正本、副本を下記提出先へ持参（平日午前9時～午後5時）または郵送【提出先】

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28

江東区政策経営部広報広聴課広報係（区役所 2 階 21 番）

（TEL：03-3647-2299）

ウ 留意点：・上記提出期限後に到着した書類は無効とする。
・窓口を持参する場合は、他応募者との遭遇を避けるため、必ず事前に事務局まで電話連絡を行うこと。

6. 応募書類 ※各書類の記入方法については別紙1「応募書類等の作成方法」参照

下記の書類について、正本は1～7を、副本は3～7を1セットとして、1セットずつクリアファイル等でひとまとめにすること。なお、6については、穴をあけずに半分に折り畳んで挟むこと。

	名 称	様 式	部 数		
			正本	副本	
1	参加表明書	様式1	1	—	
2	会社概要書	様式2	1	—	パンフレット等を添付
3	類似業務実績調書	様式3	1	1 1	
4	業務体制図	様式4	1	1 1	
5	企画提案書	任意様式	1	1 1	規定は別紙2参照
6	紙面サンプル	タブロイド判	1	1 1	
7	価格提案書	様式5	1	1 1	正本用・副本用の様式あり

※副本については、真に必要な場合を除き、個人の情報や提案事業者の情報等、これらを類推できるような事項を記載しないこと。なお、「7 価格提案書」は、正本用・副本用、それぞれの様式を使用し、正本のみ代表者印を捺印すること。

※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、プロポーザルの結果、契約者（受託事業者）となった事業者が提出した企画提案書等については、公文書開示請求があった場合は、江東区情報公開条例（平成13年3月14日条例第3号）に基づき、同条例に定められた非開示情報を除いて、原則開示対象になる。

7. 評価方法

(1) 受託候補者の選定方法

- ① 「こうとう区報制作業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」とする）において第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）を実施し、失格者を除いた者の内、その総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ 上記①・②に関わらず、総合点が審査配点の6割に満たない場合は、候補者として選定しない。

(2) 審査配点・評価基準

審査配点は、第1次審査1,000点（100点×10名）、第2次審査1,000点（100点×10名）の合計2,000点とする。審査配点や評価基準の詳細は、別紙4「評価基準」のとおり。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(4) 第1次審査（書類審査）

応募書類について「評価基準」に基づき採点を行い、得点が高い事業者から順に3事業者程度を第2次審査対象者として選定する。

- ① 審査期間
令和6年4月22日（月）～4月25日（木）
- ② 審査結果通知日
令和6年4月26日（金）

③ 通知方法

全ての参加事業者に電子メールにより審査結果を通知し、併せて、第2次審査対象者には日時・場所等第2次審査の詳細を通知する。

(5) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

提出した企画提案書及び紙面サンプルに基づくプレゼンテーション（質疑応答を含む）を実施する。

① 実施日

令和6年5月10日（金）

※集合時間や会場等については、第1次審査通過者あてに通知する。

② 内 容

- ・提出した企画提案書及び紙面サンプルに基づき、提案内容等の説明を行う。
- ・審査時間は1事業者あたり30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）以内とする。
- ・参加人数は1事業者3名以内とし、説明は本業務を受託した際に携わる担当者が行うこと。
- ・説明は既に提出した応募書類に基づくものとし、追加資料の使用は不可とする。
なお、提案資料をパワーポイント形式により、プロジェクターを使用して説明することは可とする。その場合、事前に事務局まで連絡すること。また、電源・プロジェクター・スクリーンは区が準備したものを使用し、ノートパソコン等その他の機器を使用する場合は参加事業者が持参するものとする。

8. 選定結果の通知

(1) 選定結果通知日

令和6年5月15日（水）

(2) 通知方法

第2次審査参加事業者に対し、選定または非選定の結果をメール及び郵送にて通知する。

9. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10. 選定結果の公表

契約締結後、速やかに、下記の公表項目を江東区公式ホームページの「プロポーザル関連情報ページ (<https://www.city.koto.lg.jp/053101/20190319puropo.html>)」において公表するとともに、広報広聴課において閲覧に供するものとする。なお、公表期間は、公表の翌日から1年間とする。

【公表事項】

- (1) 契約者（受託事業者）の名称、総合点及び選定理由
- (2) 第1次審査及び第2次審査の参加事業者数
- (3) 第2次審査参加者の総合点

※契約者以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。

※第2次審査参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

11. その他留意事項

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式7）により届け出るものとする。
- (2) 応募書類の提出は、1事業者につき1回に限る。
- (3) すべての応募書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 本プロポーザル手続きに要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- (6) 選定期間中は、選定・審査の経緯に関する質問には一切応じない。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 本業務の実施及び予算額については、令和6年度第1回区議会定例会における令和6年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となる可能性がある。

12. 担当

江東区政策経営部広報広聴課広報係 福地・黒野

電話：03-3647-2299

メール：koho-k@city.koto.lg.jp